

平成 16 年 11 月 16 日

各 位

東京都文京区湯島一丁目 9 番 15 号 茶州ビル  
オ ッ ク ス 情 報 株 式 会 社  
代表取締役社長 篠 原 猛  
問合せ先 取締役経理部長 石 井 康 雄  
TEL 03-3811-0012  
(証券コード:2350 大阪証券取引所 ニッポン・  
ニュー・マーケット - ヘラクレス:S)

第三者割当による新株式発行、および 2009 年 12 月 2 日満期円建転換社債型新株予約権付  
社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 11 月 16 日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式発行  
および 2009 年 12 月満期円建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議致しましたので、  
その概要につき、下記のとおりお知らせ致します。

記

第 1 第三者割当による新株式発行

1. 新株式発行要領

- |   |   |                  |
|---|---|------------------|
| (1) 発行新株式数                              | 普通株式  | 2,493 株          |
| (2) 発行価額                                | 1 株につき  | 金 200,560 円      |
| (3) 発行価額の総額                             |   | 金 499,996,080 円  |
| (4) 資本組入額                               |   | 金 249,998,040 円  |
| (5) 申込期日                                |   | 平成 16 年 12 月 2 日 |
| (6) 払込期日                                |   | 平成 16 年 12 月 2 日 |
| (7) 配当起算日                               |   | 平成 16 年 10 月 1 日 |
| (8) 割当先及び株式数                            | リーマン・ブラザーズ コマーシャル<br>コーポレーション アジア リミテッド<br>(Lehman Brothers Commercial Corporation<br>Asia Limited) | 2,493 株          |
| (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件といたします。 |   |                  |

(注) 発行価額の決定方法

新株式発行を決議した取締役会開催日の前取引日である平成 16 年 11 月 15 日の

大阪証券取引所における当社普通株式の終値の92%といたしました。

## 2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	144,284 株
増資による増加株式数	2,493 株
増資後発行済株式総数	146,777 株

(注) 当社は、平成 13 年 6 月 27 日付にて新株引受権、平成 16 年 2 月 9 日付にてストックオプションとしての新株予約権、平成 16 年 4 月 16 日付にてストックオプションとしての新株予約権及び平成 16 年 6 月 18 日付にて 2009 年 6 月 18 日満期ゼロ・クーポン円建オックス情報株式会社転換社債型新株予約権付社債を発行しておりますが、上記の現在の発行済株式総数は、それぞれ新株引受権又は新株予約権の平成 16 年 9 月 30 日までの行使による増加株式数を加味したものではありません。

## 3. 割当先の概要

名 称	リーマン・ブラザーズ コマーシャル コーポレーション アジア リミテッド (Lehman Brothers Commercial Corporation Asia Limited.)
本 店 所 在 地	Level38,One Pacific Place,88 Queensway, Hong Kong.
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	テレンス マッケイ
資 本 の 額	資本剰余金 39,650,000 米ドル (平成 16 年 9 月 30 日現在)
発 行 済 株 式 総 数	1,000,000 株 (平成 16 年 9 月 30 日現在)
大 株 主 及 び 持 株 比 率	LBCCA Holdings Inc. LBCCA Holdings Inc.
主 な 事 業 内 容	証券業、投資銀行業
当 社 と の 関 係	当社とは、出資関係、営業取引、人事関係いずれもありません。

## 第2 2009年12月満期円建転換社債型新株予約権付社債の発行

1. 社債の名称 2009年12月2日満期ゼロ・クーポン円建オックス情報株式会社  
社転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 本社債の発行価額 本社債額面金額の100%（各本社債の額面金額2,000万円）
3. 本新株予約権の発行価額 無償とする。
4. 払込期日及び発行日 2004年12月2日
5. 発行場所 中華人民共和国香港特別行政区
6. 募集に関する事項
  - (1) 募集の方法 特定海外投資家の総額買取引受による。
  - (2) 発行価格(募集価格) 本社債額面金額の100%
7. 新株予約権に関する事項
  - (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数  
種類  
当社普通株式  
  
数  
本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」と総称する。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項(3)号記載の転換価額で除した数とする。但し、行

使により生じる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨て、原則として現金による調整は行わない。また、新株予約権の行使により 1 株の 100 分の 1 の整数倍の端株が発生する場合、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

- (2) 新株予約権の 100 個  
総数
- (3) 行使時の払込 本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、本社  
金額及び転換 債の発行価額と同額とする。  
価額 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株あたりの金  
額（以下、「転換価額」という。）は、当初、218,000 円とする。  
転換価額は、本新株予約権付社債発行後、2005 年 2 月より各  
月最終取引日（以下、「決定日」という。）までの各 3 連続取引  
日（決定日当日を含み、終値のない日を除く。）の大阪証券取引  
所における当社普通株式の株価の終値の平均値の 97% で呼び値  
の刻み未満を切り捨てた金額が、その時点で有効な転換価額を  
下回る場合は、翌日以降その低い金額に修正される。但し、転  
換価額は 65,000 円（但し、下記(8)により、転換価額と同様に  
調整される。）を下回らないものとする。
- (4) 新株予約権の 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたもの  
発行価額の算 であり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権が行使  
定理由(無償の されると代用払込により本社債は消滅し、かつ本社債が繰上償  
理由) 還されると本新株予約権を行使することができなくなるなど、  
本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、  
また、本項第(3)号 記載の当初転換価額を前提とした本新株  
予約権の理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付し  
た結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債に利息  
を付さないこと、本社債の発行価額その他の発行条件により当  
社が得られる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償と  
した。本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であ  
ることから、本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき  
額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は平成 16  
年 11 月 15 日の大阪証券取引所における当社普通株式の終値と

した。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額
- 本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額は、当該発行価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、転換価額（調整又は修正された場合は、調整又は修正後の転換価額）に 0.5 を乗じた額とし、その結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。
- (6) 新株予約権の行使期間
- 2004 年 12 月 3 日から 2009 年 12 月 1 日（日本時間）（但し、本新株予約権付社債の全部を期限前に償還する場合には、当該償還日に先立つ 1 銀行営業日（日本時間）前まで。）
- (7) その他の新株予約権行使の条件
- 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (8) 転換価額の調整
- 当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から、当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、当社は、当社普通株式の分割・併合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合等にも適宜転換価額を調整する。

- (9) 消却事由及び消却の条件 第8項(5)号に従って本社債が償還された場合、本新株予約権は当社が本新株予約権付社債の社債権者に対して本社債の償還価額全額を支払うことにより消却される。
- (10) 本新株予約権の期中行使があった場合の配当金の取扱い 本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金(商法第293条の5による金銭の分配)は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間(現在は3月31日及び9月30日に終了する6ヶ月の期間をいう。)の初めに本新株予約権の行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。
- (11) 行使請求受付場所 当社本店(東京都文京区湯島1-9-15茶州ビル)

## 8. 本社債に関する事項

- (1) 社債の総額 20億円
- (2) 各社債券の金額 20,000,000円
- (3) 社債の利率 本社債には利息を付さない。
- (4) 利払期日及び利払方法 該当事項なし
- (5) 償還期限、償還価額及び償還の方法 満期償還  
2009年12月2日に、本社債額面金額の100%で償還する。
- 130%コールオプション条項による繰上償還  
2005年3月2日以降、株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)が、かかる終値のない日を除き連続する20取引日にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額(第7号(3)項に定義される。)の130%以上であった場合、当社は、その選択により、

本新株予約権付社債の社債権者に対し当該 20 連続取引日の末日から 30 日以内に、償還日から 30 日以上 60 日以内の事前の通知を行うことにより、未償還の本社債全部を本社債額面金額の 100%で償還することができる。

#### 本新株予約権付社債の社債権者の選択による償還

本新株予約権付社債の社債権者は、その選択により、以下の場合において、当社に対して本社債の償還を請求することができる。

- (i) 2007 年 12 月 3 日に本社債額面金額の 100%で償還するよう当社に請求することができる。社債権者は、当該選択権を行使するためには、2007 年 11 月 9 日までに書面による通知（本通知は撤回できないものとする。）にその保有する新株予約権付社債券を添えて当社に提出しなければならない。
- (ii) 当社普通株式が日本のいずれかの証券取引所において上場廃止となり、或いは、その上場取引所により監理ポスト又は整理ポストに指定された場合
- (iii) 技術的なミス又は当社の支配領域外の理由により、本新株予約権の行使日から 3 営業日目までに本新株予約権付社債の要項に従い当社普通株式を引き渡さず、当該引渡の不履行が引渡期限日後から 3 営業日以上継続した場合、及び、当社が現実又は将来における本新株予約権の行使に際し、当社普通株式を適時に引渡さない旨の意思を表明した場合。
- (iv) 本社債の発行後における、本社債権者が事前に書面で承認した以外の条件による、個人又は法人による当社議決権の 33%以上の取得、当社の完全子会社以外との合併、単独又は一連の取引による当社の完全子会社以外への当社資産の 50%以上の譲渡、或いは、上記を目的とする当社を当事者とし又は拘束する契約の締結。
- (v) 本社債権者が事前に書面で承認した以外の条件により、当社の子会社が当社又は当社子会社以外の法人と合併し、当該法人に対して 50%以上の財産を譲渡

し、又は当社の子会社で無くなった場合。

- (vi) 適用法令上、本新株予約権を行使して適法、全額払込済みで、かつ負担のない株式に転換することが認められない程度に転換価額(第7号(3)項に定義される。)が下落した場合。なお、上記(ii)乃至(vi)の場合は、社債権者の要求があれば翌営業日に当社は本社債を償還しなければならない。

#### 当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

当社が株式交換又は株式移転により他の会社(以下、「完全親会社」という。)の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対し当該株式交換又は株式移転の効力発生日前に、償還日から30日以上60日以内の事前の通知を行うことにより、未償還の本社債全部を本社債額面金額の100%にその時点での本社債に関して生じた未払額を加えて償還することができる。

#### 買入消却

当社及び当社子会社は、随時本新株予約権付社債を買入れることができる。当社又は当社子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、その選択により当該本新株予約権付社債を保有し、売却し又は消却することができる。当社又は当社子会社が当該新株予約権付社債を消却した場合には、かかる消却と同時に、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権につきその権利は放棄され、失効するものとする。

#### 債務不履行等による強制償還

本社債に関する支払遅滞その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合で、かつ随時本新株予約権付社債の社債権者が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより、当社に対し本社債の支払期限が直ちに到来する旨の通知を行った場合、当社は、その未払元本及び本新株予約権付社債の要項に定める費用の合計額を直ちに償還しなければならない。

- (6) 本社債券の様式 無記名式新株予約権付社債券
- (7) 本社債の担保又は保証 なし
- (8) 財務上の特約 財務上の特約として、担保設定制限が付される。
- (9) 取得格付 なし
9. 上場 なし
10. 代用払込に関する事項 商法第 341 条の 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号により、本新株予約権付社債の社債権者が本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の払込があったものとみなす。

(ご参考)

## 1. 資金の使途

### (1)手取金の使途

発行手取概算額 金 19 億 5,000 万円は、米国事業推進のためのシステム開発、米国における市場開拓のための企業提携(資本参加を含む)等の資金に充当する予定です。

### (2)会社収益への影響

財務状態の安定、金融収支の改善のほか、株式への転換による株主資本の充実を見込んでおります。今後の収益面への影響につきましては確定次第、必要に応じてお知らせいたします。

## 2. 株主への利益配分等

### (1)利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、業績並びに内部留保の必要性を勘案した上で、利益配分を実施することを基本方針としております。尚、平成 16 年 3 月末時点で累積損失を解消しております。

### (2)配当決定に当たっての考え方

当社は設立後業歴が浅く、今後事業展開によっては相当の資金が必要となってまいります。したがって、利益配分につきましては、今後の事業展開の状況と各期の経営成績を総合的に勘案した上で、内部留保および当社事業への再投資による経営基盤の強化を図りつつ、実施することとしております。

### (3) 過去 3 決算期間の配当状況

	平成 13 年 9 月期	平成 14 年 9 月期	平成 15 年 9 月期
1 株当たり当期純利益	36,022.47 円	7,276.04 円	4,311.32 円
1 株当たり配当金	- 円	- 円	- 円
実質配当性向	- %	- %	- %
株主資本利益率	- %	21.30 %	20.31 %
株主資本配当率	- %	- %	- %

- (注) 1. 各決算期の株主資本利益率は、当該決算期間の当期純利益を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。
2. 株主資本利益率については、平成 13 年 9 月期については当期純損失が計上されているため記載しておりません。

### 3. その他

#### 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、直近(平成 16 年 10 月 31 日現在)の発行済株式総数 144,284 株に対する直近の潜在株式数 23,414 株の比率は、16.22%になる見込みであります。

(注)潜在株式の数の比率は、今回発行する 2009 年 12 月 2 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債 (6.36%)、2009 年 6 月 18 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債 (1.55%)、平成 15 年 12 月 18 日開催の当社定時株主総会で決議された新株予約権 (既発行未行使のストックオプションで平成 18 年 3 月 1 日に行使始期の到来するもの : 8.17%)、平成 13 年 6 月 27 日付新株引受権の残存新株引受権 (0.14%) が全て権利行使された場合に発行される株式数の数値であります。

以上

ご注意：この文章は、当社の 2009 年 12 月満期円建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集または売出しは行われません。

また、この文章は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。